

高知県看護協会の押印の見直しについて

高知県看護協会は、各種手続きの簡素化やオンライン化に取り組んでおりますが、この度押印の見直しを実施しますので、関係各位のご理解と、ご協力をお願いいたします。

1 押印の基本方針

(1)当協会の公印を押印する手続きは原則として下記の場合とし、公印省略に努めます。

ア 印鑑証明書を求められている手続きのように、押印を求める合理的理由が認められるもの
イ 契約書、誓約書、同意書などのように、債務、契約、合意内容等の履行の厳格な担保が必要なもの

(2)当協会への申請書類等で押印を求めていた書類については、法令等により押印を求められている場合を除き、基本的に押印不要とします。

2 押印を必要としない文書の取扱い

(1) 本人確認が特に必要な文書については、本人の認印の押印に変えて、本人の署名を求める場合があります。その際は様式の氏名欄に（自署）と付記します。

(2)その内容等によりメール・ファックス通信(以下「メール等」という)に支障が考えられない文書は、通常の紙面による配布に合わせて、メール等による手続きの簡略化、経費の節減に努めます。なお、当協会がこれまでの紙面による配布からメール等に新たに切り替える際には、相手側の都合を確認することとします。

3 当面の対応について

今回の押印の見直しについては、関係団体に対してはこの文書を配布し、団体側から押印付きの文書を求められた場合は、押印した文書を送付することとします。

令和4年5月20日

公益社団法人 高知県看護協会会長 藤原房子

問合せ先：事務長 中澤 (088-844-0678)